

芳賀地区自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者等への相談援助、情報提供その他障害福祉サービス等の利用支援など必要な支援を行うための地域の関係機関のネットワークづくりに関する中核的役割を果たす定期的協議の場として、芳賀地区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(運営主体)

第2条 協議会は、真岡市、益子町、茂木町、市貝町及び芳賀町で構成し、各市町が運営主体となる。

2 運営にあたり、運営主体から幹事となる市又は町を選出する。

(組織)

第3条 協議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、指定相談支援事業者、障害福祉サービス等の事業者、保健医療従事者、障害当事者、関係行政機関の職員等のうちから、幹事である市又は町の長が任命する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援体制に関すること。
- (2) 地域生活支援体制(就労支援体制を含む。)に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の関係機関のネットワーク構築等に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者差別解消に関すること。
- (7) 障害者の権利擁護等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(検討会)

第8条 協議会に、検討会を置く。

2 検討会議に関する事項は、別に定める。

(専門部会)

第9条 協議会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、幹事である市又は町の障害福祉主管課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年8月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月9日から適用する。